

労務相談・トラブル処理サービス

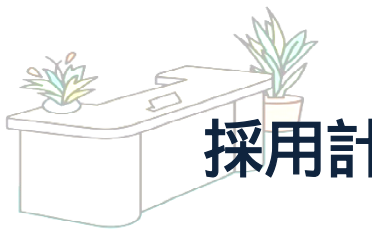
民事上の個別労働関係紛争に関する相談、労働局長の助言・指導件数については近年大幅増となっています。いずれも解雇や労働条件引き下げに係る紛争処理件数が多数を占めています。民事上の個別労働関係紛争に関する相談のなかで相談件数の多いものは、

- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 1 普通解雇 | 2 整理解雇 | 3 懲戒解雇 | 4 退職勧奨 |
| 5 労働条件引下げ(賃金) | 6 労働条件の引下げ(退職金) | 7 労働条件の引下げ(その他) | |
| 8 いじめ・嫌がらせ | 9 配置転換・出向 | 10 雇止め | |
| 11 セクシュアル・ハラスメント | 12 育児・介護休業等 | 13 賠償 | |

等でその他在籍出向、配置転換、退職勧奨、懲戒処分、採用、内定取消、雇止め、昇給・昇格、自己都合退職、定年等、年齢差別、障害者差別等が紛争の原因となっています。

労使を巡るトラブル件数は確実に増えています。どんな小さな疑問でもご相談ください。

「予防」、「解決」の両側面から検討・解決いたします。



採用計画・採用面接・採用手続サービス



会社を支える人材を採用する問題は会社にとって非常に重要なものです。当社では採用計画の立案、面接代行から内定・入社手続きまで一連の採用の手続きをトータルにサポートします。

採用計画の立案・推進

採用面接代行

採用試験の実施

採用内定者に対するフォローアップ

内定・入社手続き



労働保険・社会保険事務手続サービス

従業員の採用から退職までにもなって必要な社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の行政機関に提出する書類の作成、提出の代行を迅速・正確に行います。

これら多くの手続はいずれも事業主と労働者の權益にかかわる重要なものです。誤った解釈や安易な考えで手続は行えません。また、社会保険は過渡期にあり、毎年のように社会保険料の改定、関係諸法令の改正、社会保険事務手続の変更があります。それらに対応するためには改正法令に基づく新知識の吸収、実務面での事務処理能力が求められます。

